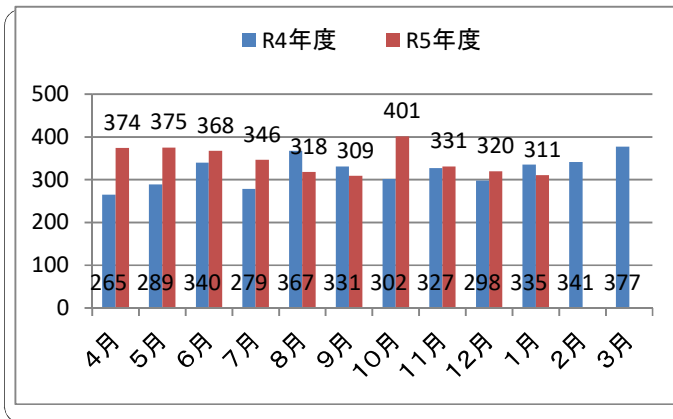


消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター
令和6年1月末現在

相談件数



	R4年度 (件数)	R5年度 (件数)	対前年比 (%)
10月	302	401	132.8
11月	327	331	101.2
12月	298	320	107.4
1月	335	311	92.8
2月	341	-	-
3月	377	-	-
上半期計	1,871	2,090	111.7
下半期計	1,980	1,363	68.8
合計	3,851	3,453	89.7

令和5年度(1月) 商品・役務別相談件数 <相談合計 311件>

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	保健衛生品	36	11.6	化粧品、シャンプー、育毛剤
2位	商品一般	33	10.6	迷惑メール、不審な電話、覚えのない荷物
3位	金融・保険サービス	27	8.7	借金、暗号資産、保険、投資商品
4位	教養・娯楽サービス	26	8.4	有料コンテンツ、動画配信講座、ウイルスソフト
5位	食料品	24	7.7	健康食品、飲料、穀類

令和5年度(1月) 商品・役務別相談件数 <契約者65歳以上合計 110件>

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	商品一般	14	12.7	迷惑メール、不審な電話、不審な請求
2位	保健衛生品	13	11.8	育毛剤、化粧品、歯磨き粉
3位	修理・補修	10	9.1	屋根修理、風呂場の修理、車庫の修理
	金融・保険サービス	10	9.1	借金、保険、暗号資産・投資
	運輸・通信サービス	10	9.1	携帯電話サービス、光回線、公共放送・ケーブルテレビ

<<相談の傾向>>

● 「保険金が出るので自己負担なし」を謳う住宅修理サービスにご注意！

「『火災保険で住宅の修繕箇所を自己負担なしで修繕出来る』というネットの広告を見て、見積もりに来てもらった事業者とトラブルになっている」「住宅関連事業者が訪問してきて『自然災害で破損した部分があれば無料で修繕出来る』と言われた」等の住宅の修繕に関する相談が急増しています。

勧誘時の説明や広告には自己負担なしと謳っていますが、契約書面には「修繕箇所と損傷の程度を判断して見積もりを作成するサービスで、保険金が出たら報酬として40～50%を支払う」と書いてあり、解約を申し出ると高額な違約金を請求された、という事例も寄せられています。

保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。自身が加入している保険会社等に直接相談しましょう。また、経年劣化と知りながら自然災害の損傷として申請を行った場合、虚偽の理由で保険金を搾取したとして詐欺罪に問われる可能性があります。絶対にしないで下さい。

● 「ほんの一回だけのつもりが解約不可!？」ネットの定期購入商品にご用心

「SNS等の広告で『初回のみお試し価格でお得に購入可能』『いつでも解約可能』という触れ込みに惹かれて注文をしたことがきっかけで定期購入トラブルに遭ってしまった」という相談事例が後を絶ちません。

最近では申し込みの直前で「もっとお得なコースへの変更を誘導された」という事例も多く寄せられており、誘導されたコースで申し込みを行ったところ、コース変更前は「いつでも解約可能」とあった規約が「縛り期間が終わらないと解約不可」という規約に変更されていて解約を断られた、等の数百円で試そうとして数万円を失うというトラブルに繋がっています。

通信販売はクーリングオフの適用がなく、解約や返品はサイトの規定に則って行われることとなります。ネット通販を利用する際は慎重に契約を行いましょう。

新潟市消費生活センター(相談専用) 025(228)8100